

## 日本消化器病学会休会規程

- 第1条 この法人（以下、本学会と略記）の寄附行為施行細則第29条に定める会員の休会について定める。
- 第2条 本学会の会員で、海外留学、長期病氣療養等の理由により本学会の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。
- 2 休会期間中は会員としての身分は保留のままで、会費は免除する。ただし、その期間は、本学会会員としての次の各号に掲げる権利の行使を留保する。
- 1) 機関誌の送本を中止する。
  - 2) 会員履歴年数には算入しない。
  - 3) 専門医受験資格に必要な期間計算に算入しない。
  - 4) 各評議員資格申請に必要な期間計算に算入しない。
- 第3条 休会しようとする会員は、休会届に必要な事項を記載の上、本学会事務局に提出しなければならない。
- 第4条 休会の期間は原則として2年間とする。
- ただし、当初申請された期間よりも休会期間が延長となった場合には、その理由を明記の上再度申請により延長することができる。
- 第5条 休会期間を終了したときは、すみやかに復会届に必要な事項を記載の上、本学会事務局に提出し、会費を納入しなければならない。
- 第6条 休会期間終了後に延長又は復会手続きがない場合は休会期間終了後2年経過した年度末で除名となる。
- 第7条 この規程は理事会の議決を経て、変更することができる。
- 附則 この規程は平成21年9月4日に承認され、平成22年1月1日より施行する。